

日時 令和5年11月8日
10時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 「税を考える週間」について (総務課)

「これからの社会に向かって」をテーマとして、令和5年11月11日(土)から令和5年11月17日(金)の間において、税を考える週間を実施します。

なお、この期間、熊谷税務署では、各市町の庁舎及び八木橋百貨店において「税についての中学生の作文」等の展示を予定しております。

(2) 申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直しについて (総務課)

別添1 「申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直しについて」

「申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直し」につきましては、これまで令和6年4月に実施する方向で検討しておりましたが、税理士会の皆様からの意見も踏まえ、令和7年1月から実施する方向で検討しております。

なお、詳細につきましては、別添1「申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直しについて」のとおりです。

(3) 令和5年分所得税及び復興特別所得税の予定納税（第2期分）について

(管理運営部門)

イ 納期限	令和5年11月30日(木)
ロ 振替納税利用者の振替日	令和5年11月30日(木)
ハ 振替納税未利用者への納付書送付日	令和5年10月25日(水)
ニ 減額申請書の提出期限	令和5年11月15日(水)

令和5年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税（第2期分）の納期限（振替納税利用者の振替日）は11月30日です。

振替納税利用の関与先に対しまして、前日までに残高確認をしていただくよう指導をお願いいたします。

振替納税を利用していない関与先につきましては、10月25日に納付書を発送しておりますので、納期限までに納付していただくよう指導をお願いいたします。

なお、封筒には口座振替依頼書を同封しておりますが、11月2日までに依頼書を提出いただいた場合は、今回の予定納税第2期分より口座振替をご利用いただけます。提出が間に合わなかった場合でも、確定申告に向けて振替納税の利用勧奨をお願いいたします。

また、廃業、休業、業況不振などの理由により、予定納税額の減額申請書を提出する場合は、11月15日までにご提出をお願いいたします。

(4) 税理士による納税者への納付指導について

(徴収部門)

別添2「予納制度を利用した納税のご案内」

税務調査等により近日中（おおむね6か月以内）に納付すべき税額の確定が見込まれる関与先に対しては、予納制度を利用するよう勧奨をお願いいたします。

なお、別添2「予納制度を利用した納税のご案内」は、関与先に説明を行う際の資料としてご活用ください。

(5) 自宅等からのe-Tax・スマホ申告の推進について

(個人課税部門)

令和5年分の確定申告につきましては「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向け、大規模事業所等に対し、従業員の自宅e-Tax申告の周知・利用勧奨の依頼、マイナポータル連携の拡大などによって利便性が高まっているマイナンバーカード方式によるスマホ申告の利用勧奨の依頼等の働き掛けを実施すること

により、更なる自宅からのe-Tax・スマホ申告の推進に取り組むこととしております。

税理士会の皆様方におかれましても、関与先法人等に対しまして、従業員の方への「確定申告書作成コーナー」を利用した自宅からのe-Tax・スマホ申告に係る周知等を行っていただきますようご協力をお願いいたします。

なお、令和5年分の確定申告会場におきましても、入場整理券方式を継続する予定です。こちらも「国税庁LINE公式アカウントによる事前発行」の利用につきまして、周知等をお願いいたします。

(6) 確定申告期の税務支援について (個人課税部門)

イ 無料申告相談の日程等について (熊谷署)

(イ) 場所 上柴公民館 大会議室2 (アリオ深谷3階)

(ロ) 期間 令和6年2月16日(金)から3月1日(金)の10日間

(ハ) 人員 延べ71人

※ 令和5年分の確定申告につきましては、パソコンの台数を半減し、納税者ご自身のスマートフォンによる申告相談を予定しております。

ご協力よろしくをお願いいたします。

ロ 電話相談による申告相談業務 (関信局)

(イ) 期間 令和6年1月15日(月)から3月15日(金)

(ロ) 人員 延べ1,730人

ハ その他

税理士会熊谷支部と青色申告会及び農業青色申告会との間で行われる協議派遣方式による申告相談においては、代理送信によるe-Taxの利用をお願いいたします。

なお、国税局から操作マニュアル等が届きましたら、連絡いたします。

(7) 相続税e-Taxに係る個別勧奨等について (資産課税部門)

別添3「税理士の皆さまへ相続税申告はe-Taxをご利用ください」

別添4「相続税の申告をされる皆さまへ相続税申告はe-Taxをご利用ください」

別添5「相続税申告書の代理送信等に関するQ&A(抜粋版)」

相続税のe-Taxにつきましては、「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」を踏まえ、令和5事務年度の国税庁実績評価における相続税の申告手続のオンライン利用率の目標値が40%に定められているところ、相続税申告は税理士の関与割合が高く、税理士の皆様にご利用いただくことが、相続税e-Taxの普及・拡大に直結するものと考えております。

つきましては、今後、関与される相続税の申告は、是非ともe-Taxをご利用いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

なお、相続税の申告に関与したことがある税理士及び税理士法人を対象に、個別に
勧奨させていただくことがございますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします
ます。

(8) 扶養控除等の見直し依頼文書の発送について (法人課税部門)

- イ 発送日 令和5年10月27日(金)
- ロ 回答期限 令和5年11月27日(月)

給与の受給者のうち、扶養控除等の誤りが見込まれる源泉徴収義務者に対しまして、
見直しの依頼文書(307件)を発送しておりますので、関与先から質問等があった場
合には指導をお願いいたします。

(9) 令和5年分年末調整控除申告書作成用ソフトウェアの公開について (法人課税部門)
別添6「年末調整手続の電子化」

国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」では「年末調整手続の電子化」
内に「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」のページを開設しておりますのでご
利用ください。

なお、年末調整手続の電子化及び年調ソフトの操作方法等に関するご質問等があり
ましたら、以下の電話番号へお問合せください。

電話番号	0570-02-4563 (ナビダイヤル) (通話料全国一律1分11円) ※固定電話からの発信の場合
受付時間	9時から17時 10月1日から12月28日(毎日) 1月4日から2月29日(月曜から金曜(休祝日を除く。))

5 熊谷市・深谷市・寄居町からの連絡事項

(1) 令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表)の発送について (個人住民税)
別添7「e L T A X広報チラシ」

- イ 発送予定日 令和5年12月5日(熊谷市)
令和5年12月1日(深谷市・寄居町)
- ロ 発送対象者 前年度に紙媒体で給与支払報告書の提出があった事業所等
- ハ 提出期限 令和6年1月31日

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表)を上記の予定で発送いたしま
す。必要事項を記入の上、個人別明細書と合わせてご提出いただくようお願いいたし
ます。

新規事業所等におきまして必要となる場合、ご連絡をいただければ送付いたします。
また、ホームページからもダウンロードできます。

なお、電子媒体において給与支払報告書を提出いただいた場合は、お送りした給与
支払報告書（総括表）の提出は不要です。電子提出につきましては本日配付した e L
T A X 広報チラシをご確認ください。

また、関与先から質問等があった場合には指導をお願いいたします。

(2) 令和6年度固定資産税償却資産申告書等の発送について (固定資産税)

イ 発送予定日	令和5年11月30日（熊谷市） 令和5年12月18日（深谷市） 令和5年12月1日（寄居町）
ロ 申告受付内容	「令和6年度固定資産税償却資産の申告」の受付
ハ 申告期限	令和6年1月31日

申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直しについて**○ 実施時期の見直し**

- ・ 「十分な周知期間が必要」とのご意見も踏まえ、現在から1年以上の周知期間を確保し、令和7年1月からの実施を検討中です。

○ 丁寧な周知・広報

- ・ 納税者の方々に対しては、令和6年2月～3月の確定申告期も利用して、丁寧に周知・広報を行います。
- ・ 金融機関や関係行政機関に対して、改めて周知を行います。国税局や税務署からも、各金融機関等に対して丁寧に説明します。

○ 申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法

- ・ 申告書等の提出事実・提出年月日は、e-Tax受信通知や申告書等情報取得サービスなどで確認できます。確認手段につきましては、別紙をご参照ください。
- ・ マイナンバーカードを保有していない方やe-Taxを利用していない方も含め、税務署の窓口においては、申告書等の閲覧サービスにより、提出された申告書等の原本を閲覧できます。今後、收受日付印も含め写真撮影を可能とする予定です。

○ 延納・物納申請

- ・ 延納・物納申請書については、イメージデータでe-Tax送信することにより、提出事実・提出年月日を確認できます。ただし、印鑑証明書などの原本は、別途郵送等による提出が必要になります。
- ・ 書面提出の場合は、国税局から納税者にお送りしている「徴収の引受通知書」又は「担当者のお知らせ」に、「申請書の收受日」と「担当の税理士にお知らせください」旨の記載を追加する予定です。ただし、この通知書等の送付は、提出から概ね2週間かかりますのでご注意ください。

(参考1) 更正の請求書等への「以前に提出した申告書等の提出年月日」の記載欄については、なくすことも含め、検討中です。

(参考2) e-Taxマイページについては、今後、税理士の方への利用拡大や表示情報の拡充を予定しています。

(参考3) 当分の間の対応として、申告書等を窓口で提出された方が、その提出日付等を確認できる方法を検討中です。

申告書等の提出事実等の確認方法

○ 申告書等の控への收受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

	確認方法
電子申告 (e-Tax)	<p>【提出事実・提出年月日を確認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> • e-Tax受信通知 税理士による確認可 <ul style="list-style-type: none"> 〔メッセージボックスの「受通知信」または「電子申請等証明書」により、申告書等の提出事実・提出年月日を確認（証明）することができます。〕
書面申告	<p>【提出事実・提出年月日を確認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 申告書等情報取得サービス <ul style="list-style-type: none"> 〔書面申告の場合も、e-Taxを利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。なお、本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。〕 • 保有個人情報の開示請求 税理士等による代理請求可 ※代理人によるオンライン申請には対応していません。 <ul style="list-style-type: none"> 〔写しの交付まで1か月程度かかります。 ※手数料は、300円（オンライン申請の場合は200円）です。 ※法人の申告書等には利用できません。〕 • 税務署での申告書等の閲覧サービス 税理士等による代理請求可 <ul style="list-style-type: none"> 〔写真撮影をする際には、收受日付印を含めて撮影いただけるようにする予定です。〕 <p>【提出事実を確認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 納税証明書の交付請求 税理士等による代理請求可 <ul style="list-style-type: none"> 〔※手数料は、税目ごと1年分1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。〕

予納制度を利用した納税のご案内

予納制度とは

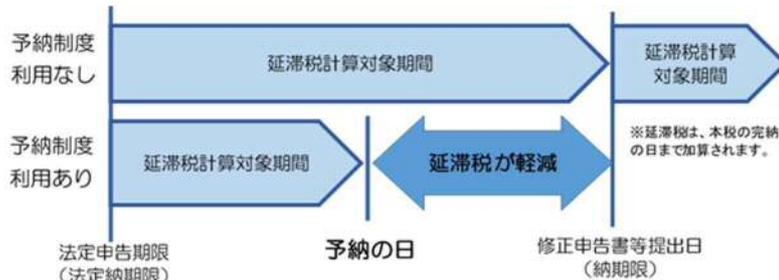
予納とは、調査等により近日中（おおむね6か月以内）に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書等を提出する前であっても、その納付すべき税額の見込金額を、税務署長に申し出て、あらかじめ納付（予納）することができる制度です。

（国税通則法第59条第1項第2号）

予納のメリット

予納をすると、延滞税の計算は納付された日までとなりますので、延滞税の額が少なくなる場合があります（注）。

- （注）1 法定申告期限から1年以内に修正申告等を行う場合は、延滞税の計算は予納した日までとなり、延滞税の額が少なくなります。
- 2 法定申告期限から1年を経過して修正申告等を行う場合は、除算期間がない場合に限って、延滞税の額が少なくなります。



予納の方法

「国税の予納申出書」に必要事項を記載して、税額の確定手続（修正申告書の提出等）前又は納期限前までに、所轄の税務署にご提出の上、予納する金額を納付してください（注）。

予納を行うに当たり、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署の管理運営部門までお問合せください。

- （注）1 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前（納期限前）に、その還付を求めることはできません。
- 2 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合は、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には、順次、他の未納の国税に充てられます（充当した後の残額については還付されます。）。





国税の予納申出書

令和 年 月 日

税務署長 殿

(納税者)
 住所又は
 所在地 _____
 (フリガナ)
 氏名又は
 名称 _____
 電話番号 _____

下記のとおり、国税の予納をいたします。

記

予納する国税

税目	年分(事業年度分)及び納期区分	税額の確定予定日	税額	納付(予定)日
			円	

予納する理由

Blank area for providing reasons for prepayment.

予納した額が超過した場合の還付先

銀行 金庫	本店 支店 出張所	預金種類	口座番号
組合 農協	本所 支所	ゆうちょ銀行の場合	記号番号

※処理欄

整理番号欄：

交付部署	管	徴	個	資	法	酒	総・開	一部料	二部料	特整	調	査	他

記載要領

- 1 「税額の確定予定日」欄について、確定予定日が不明の場合には、納付(予定)日から6か月以内の日を記載してください。
- 2 税額の一部について予納を申し出るときは、「税額」欄に「総税額のうち 円」と記載してください。
- 3 「予納する理由」欄には、例えば「調査により修正申告書を近日中に提出する予定のため。」など具体的な理由を記載してください。
- 4 ※欄については、記載しないでください。



国税の予納申出書

記載例

令和×年 9月 1日

〇〇 税務署長 殿

(納税者)
 住所又は さいたま市中央区新都心
 所在地 1-XXX
 (フリガナ) カンシン タロウ
 氏名又は 関信 太郎
 名称

電話番号 XXX-〇〇〇-△△△△

下記のとおり、国税の予納をいたします。

納期限を記載する。

納付(予定)年月日を記載する。

予 納 す る 国 税				
税 目	年分(事業年度分)及び納期区分	税額の確定予定日	税 額	納付(予定)日
所得税	令和4年	令和×年12月1日	250,000 円	令和×年10月10日
消費税	令和4年1月1日 令和4年12月31日	令和×年12月1日	800,000	令和×年10月10日
相続税	令和4年12月10日	令和×年12月1日	1,000,000	令和×年10月10日

予納する理由<<一例>> 予納する理由、了承事項等があれば記載する。

- ・調査により、修正申告書を近日中に提出する予定のため
- ・なお、各税目の予納額が、後日確定する税額より過大であった場合は、他に記載した税目の予納をしたものとして下さい。
- ・また、この申出書に基づく予納額が、後日確定する税額よりも過大であった場合は、延滞税及び加算税に予納したものとして下さい。

予納した額が超過した場合の還付先

銀行 金庫	本店 支店 出張所	預金種類	口座番号
組合 農協	本所 支所	ゆうちょ銀行の場合	記号番号

※処理欄

整理番号欄：

予納した額が超過した際に還付する振込先を記載する。

交付部署	管	徴	個	資	法	酒	総・開	一部料	二部料	特整	調	査	他

- 記載要領
- 1 「税額の確定予定日」欄について、確定予定日が不明の場合には、納付(予定)日から6か月以内の日を記載してください。
 - 2 税額の一部について予納を申し出るときは、「税額」欄に「総税額のうち 円」と記載してください。
 - 3 「予納する理由」欄には、例えば「調査により修正申告書を近日中に提出する予定のため。」など具体的な理由を記載してください。
 - 4 ※欄については、記載しないでください。

税理士の皆さまへ 相続税申告は e-Tax をご利用ください



国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

ポイント1 添付書類はイメージデータで送信可能

「戸籍の謄本」や「遺産分割協議書」などの添付書類をイメージデータ(PDF形式)で送信することで、税務署に出向くことなく提出ができます。

最新情報

1 添付書類の見直し：「提出をお願いしている書類」を見直すことにより、添付書類の削減を行いました。

詳しくは、「イメージデータで提出可能な添付書類」をご確認ください。

【掲載場所】 e-Tax ホームページ ⇒ 目的から探す ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告



【添付書類】

2 イメージデータ送信容量の拡大：1回当たりの送信容量を8MBから14MBに拡大しました。

提出方法	内容
e-Tax 送信	<ul style="list-style-type: none"> ●同時送信方式：申告・申請等データの送信時に、イメージデータ(PDF形式)で提出可能な添付書類を同時に送信する方法 ●追加送信方式：申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、イメージデータ(PDF形式)で提出可能な添付書類を追加で送信する方法(10回送信まで)
光ディスク等で提出	<ul style="list-style-type: none"> ●申告・申請等データの送信後に、イメージデータ(PDF形式)で提出可能な添付書類を光ディスク等に格納し、光ディスク等を提出する方法 <p>【参考】提出に当たっては「e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項」をご確認ください。</p> <p>【掲載場所】 e-Tax ホームページ ⇒ 目的から探す ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告</p>



【留意事項】

(注) PDF ファイルは、

- ①解像度 200dpi 相当以上
 - ②赤色・緑色・青色が 256 階調(24ビットカラー)以上
 - ③目視により内容が確認可能
 - ④パスワード設定なし
- となるように作成してください。

送信直前まで申告内容の差替え・訂正が可能♪



ポイント2 データ管理・ペーパーレス化が可能

送信した申告や受付結果等をデータで保存・管理できるため、文書管理の効率化とペーパーレス化が図られます。

書類の郵送等を省略できるため、コスト削減(紙代・郵送料・交通費など)につながります。

ポイント3

財産取得者の利用者識別番号があれば代理送信可能

財産取得者（申告書を提出する方）の

①署名、②電子証明書（マイナンバーカード等）、③本人確認書類が不要です。

（注）利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことになりませんので、ご注意ください。

利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控え、②税務署からの郵送物、③e-Taxのマイページなどから確認できます。財産取得者への確認の際は、「相続税の申告をされる皆さまへ 相続税申告はe-Taxをご利用ください」をご活用ください。

【掲載場所】 国税庁ホームページ ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係



【財産取得者用リーフレット】

利用者識別番号が
分かる

取得済の利用者識別番号を
使用してください。

利用者識別番号が分からない
(取得しているか不明)

利用者識別番号を
取得していない

「変更等届出書」をe-Taxで送信※（税理士等による代理送信も可能）

最新情報

◆変更等届出書の参考事項欄に、「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力していただくことで、利用者識別番号が【有】の場合、「税理士等」欄に記載の電話番号に利用者識別番号を連絡します。

（注）e-Taxソフト又は国税庁の仕様公開に基づく民間ソフトを使用し、税理士等が電子署名を付与して送信された場合に限り（書面又は「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」は本取扱いの対象外になりますので、ご注意ください）。

「開始届出書」をe-Taxで
送信※

（税理士等による代理送信も可能）

利用者識別番号が
【有】の場合

既存の利用者識別番号と仮暗証
番号が記載された通知書が、税務
署から財産取得者宛に郵送され
ます。

利用者識別番号が【無】
又は
【廃止】されている場合

利用者識別番号が無い又は廃止され
ている旨を税務署から代理送信をし
た税理士等に対して電話によりお伝
えますので、「開始届出書」を
e-Taxで代理送信してください。

利用者識別番号を
オンラインで即時発行

既に利用者識別番号を取得し
ている場合、新たな利用者識別
番号を取得すると、これまで
e-Taxで申告した内容等を確認
することができなくなります
ので、ご注意ください。

※「変更等届出書」及び「開始届出書」は財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

参考情報

相続税申告書の代理送信等に関するQ & Aを国税庁ホームページに掲載しています。

【掲載場所】 国税庁ホームページ ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係

事前準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く）



【代理送信 Q&A】



国税庁 法人番号 7000012050002

令和5年6月

相続税の申告をされる皆さまへ



相続税申告は

e-Taxをご利用ください

国税庁においては、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

e-Taxのメリット

- ✓ **税務署や金融機関に出向くことなく手続可能**
インターネットを利用して申告、申請・届出、納付手続をすることができます。
- ✓ **申告書のデータ管理・ペーパーレス化**
添付書類も含めて、送信した申告書をデータで管理することができます。また、データで管理することにより、ペーパーレス化につながります。
- ✓ **遠隔地の場合でもスムーズに手続可能**
複数の財産取得者が共同で手続を行う場合、書面で申告書等を郵送する時間がかからず、スムーズに手続できます。

e-Taxご利用の準備

● 利用者識別番号の確認・取得

e-Taxのご利用には、16桁の利用者識別番号が必要です。過去に国税に関する手続でe-Taxを利用されたことがある場合、その際に用いた利用者識別番号をご利用いただけます。

利用者識別番号の確認については、裏面の確認手順をご覧ください。

税理士へ依頼する方へ

相続税申告書の作成を税理士へ依頼する場合は、裏面の「利用者識別番号の確認手順」で把握した利用者識別番号を、税理士へお伝えください。

【利用者識別番号】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



利用者識別番号の確認手順

所得税や贈与税の申告手続きをされたことがありますか？

はい or 覚えていない

いいえ

利用者識別番号が確認できる書類はお持ちですか？

—書類の一例—

◎ 申告書等送付票

◎ 確定申告のお知らせ

はい

いいえ

お持ちの書類に記載された利用者識別番号をご利用いただけます。
※ 税理士へ依頼される場合は、この番号をお伝えください。

e-Taxのマイページを確認できますか？

※ マイナポータル「もっとながる」機能を利用し、e-Taxと連携した後に遷移する「TOP画面」より「マイページ」をご利用ください。
※ 利用者は、e-Taxソフト（Web・スマホ版）・受付システムからも確認できます。



【マイナポータルとの連携】

はい

いいえ

表示した利用者識別番号をご利用いただけます。
※ 税理士へ依頼される場合は、この番号をお伝えください。

「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」をご自身の住所地を管轄する税務署に提出し、利用者識別番号を取得してください。
※ 届出書の提出は税理士へ依頼することも可能です。
※ 利用者識別番号が不明な場合は、変更等届出書を提出してください。

納税方法（ダイレクト納付のご案内）

事前にe-Taxで「ダイレクト納付利用届出書」を提出することで、即時又は指定した期日に、口座引き落としにより納付することができます。
税理士が代わりに手続きを行うこともできます。
詳細は、国税庁ホームページ「ダイレクト納付の手続」をご確認ください。



【ダイレクト納付の手続】

**相続税申告書の
代理送信等に関するQ&A**

令和 5 年 6 月

国税庁資産課税課

目 次

1	対象年分（令和5年6月30日更新）	1
2	修正申告書のe-Taxによる提出（送信）の可否（令和5年6月30日更新）	1
3	申告書の提出先	1
4	e-Taxにより提出（送信）可能な申告書等（令和5年6月30日更新）	2
5	e-Taxに対応していない申告書の提出方法（令和3年10月1日更新・追加）	5
6	各帳票の単独送信の可否（令和3年10月1日更新）	6
7	財産取得者が法人の場合	6
8	開始届出書の提出先	7
9	利用者識別番号の取得（令和5年6月30日更新）	7
10	申告書の作成方法	9
11	申告書の送信（令和5年6月30日更新）	10
12	受信通知（令和5年6月30日更新）	12
13	イメージデータ送信の対象となる添付書類（令和3年10月1日更新）	12
14	イメージデータの送信方式	13
15	イメージデータの送信可能なファイル数及びデータ容量（令和5年6月30日更新）	13
16	光ディスク等による添付書類の提出（令和5年6月30日更新）	14
17	添付書類の提出省略	15
18	マイナンバーの記載等（令和3年10月1日更新）	15

《開始届出書の提出先》

問8 新たにe-Taxを利用するために必要な「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」の提出は、どの税務署に行うのですか。

【答】

「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」は、財産取得者の住所地を管轄する税務署に提出してください。

なお、財産取得者が所得税について事業所等の所在地を納税地としている場合には、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」は、事業所等の所在地（所得税の納税地）を管轄する税務署に提出してください。

（参考）

即時発行を希望される場合は「電子申告・納税等開始届出書」を以下の方法でオンライン提出してください。

- ① 国税庁が提供するe-Taxソフト又は国税庁の仕様公開に基づいて作成された会計ソフトで作成・送信
送信が完了すると、「利用者識別番号等の通知」が、税理士等及び関与先の納税者のメッセージボックスに格納されます。
- ② 国税庁が提供する「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」から作成・送信
送信が完了すると、送信者である税理士等の端末（パソコン）に「利用者識別番号等の通知」画面が表示されます。

なお、「利用者識別番号等の通知」は、関与先の納税者のメッセージボックスには格納されますが、税理士等のメッセージボックスには格納されません。

《利用者識別番号の取得》（令和5年6月30日更新）

問9 所得税や贈与税などの申告をe-Taxにより行うために、既に利用者識別番号を取得している場合、相続税申告のe-Taxのために、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要がありますか。

【答】

既に利用者識別番号を取得している方については、その利用者識別番号を用いて相続税の申告をe-Taxにより行うことができますので、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要はありません。

なお、誤って利用者識別番号を複数（二重に）取得してしまった場合は、最後に取得した利用者識別番号が有効となり、古い利用者識別番号に係るメッセージボックスが確認できなくなりますので、御注意ください。

（参考）

利用者識別番号が分からない場合は、①過去に電子申告を行った申告書等の控えや税務署からの郵送物など、②確定申告書等作成コーナーの保存データ（.data）がある場合はデータを読み込み、その入力内容、③e-Taxのマイページ、④e-Taxソフトを利用している場合はメッセージボックスの確認を行った際に表示される「受付システムログイン用暗証番号入力」画面などから、

利用者識別番号を確認することができます。

(利用者識別番号を確認することができない場合)

利用者識別番号を確認することができない場合は、変更等届出書を管轄の税務署に提出してください。

利用者識別番号がある場合は、既に取得している利用者識別番号と仮の暗証番号が税務署から納税者本人に郵送されます。

利用者識別番号がない場合は、その旨を税務署から電話によりお伝えしますので、即時発行を希望される場合は「電子申告・納税等開始届出書」をオンラインで提出してください(問8の【答】のとおり)。

なお、変更等届出書の「参考事項」欄に、「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力の上、当該変更等届出書をe-Taxソフト又は民間ソフト(国税庁の仕様公開に基づき作成された会計ソフト等)を使用して送信することで、税務署又は業務センターから変更等届出書の「税理士等」欄に入力のある電話番号に納税者の利用者識別番号を連絡します。

おって、本対応は、税理士の電子署名があることを前提とするため、書面又は「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」により提出した場合は対象外となることに御留意ください。

◆ **変更等届出書における税理士への連絡希望等の入力について**

現在は、暗証番号等の再発行にチェックの上、変更等届出書を提出した場合、利用者識別番号と仮暗証番号を相続人宛てに郵送により通知しています。

上記運用を継続するほか、届出書を代理送信する税理士が、「参考事項」欄に「**相続税申告の委任有**」及び「**税理士への連絡希望**」と入力することにより、「**税理士等**」欄に記載の電話番号に利用者識別番号のみを連絡します。

なお、本対応は、届出書の送信に当たって、税理士の電子署名があることを前提としているため、**e-Taxソフト又は民間ソフト(国税庁の仕様公開に基づき作成された会計ソフト等)を使用して送信する場合に限ります。**

※書面又は「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」により提出された場合は、本対応の対象外となります。

3.0110

電子申告・納税等開始(変更等)届出書

税務署受付印

令和 年 月 日	納税地 (〒 - -) (電話番号 - -)
住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地	(〒 - -) (電話番号 - -)
フリガナ (法人の場合) 法人等の名称	
フリガナ (法人の場合) 代表者氏名	(〒 - -)
代表者住所 フリガナ	(電話番号 - -)
本人 本宮又は主たる事務所の名称	
法人番号	個人の方は個人番号の記載は不要です。
職業 (事業内容)	
人生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第4条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

届出の内容	<input type="checkbox"/> 届出申告・納税等手続 <input type="checkbox"/> 暗証番号等の再発行 <input type="checkbox"/> 税務代理による利用の開始 <input type="checkbox"/> 税務代理による利用の取りやめ <input type="checkbox"/> 電子証明書更新等 <input type="checkbox"/> 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ <input type="checkbox"/> 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法(D・パスワード方式)の利用の取りやめ <input type="checkbox"/> 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法(D・パスワード方式)の利用の取りやめ <small>(注) 変更等届出書に「委任有」を付し送信する。</small>
-------	---

参考事項

税理士等	(電話番号 - -)
------	-------------

管理番号	部門番号	利用者識別番号
届出入力年月日	年 月 日	決算期
届出通知年月日	年 月 日	業種番号
届出通信日付印	年 月 日	(摘要)

回付先
個人 → 源泉・譲渡・酒・資産・資料
法人 局 ()

いいね！

イ ー ネン チョウ

e-年調

～もう書類は必要ありません～

年末調整 手続の電子化

年末調整手続の電子化とは・・・

給与所得者（従業員）が給与等の支払者（勤務先）に提出する年末調整に関する申告書をデータにより提出することを言います。控除証明書等もデータにより提出することができます。

手続きの流れ（かんたん 3 ステップ）



※ 控除証明書のデータは、当該控除証明書の発行主体から取得してください。
年末調整電子化は、勤務先による受け入れ環境の整備が必須となります。環境が整備されているかは、事前に勤務先にご確認ください。

電子化のメリット

従業員にとって

- ①マイナポータルを利用して控除証明書を1回の操作でまとめて取得！
- ②控除証明書が申告書に自動転記！
- ③申告書の控除額はソフトで自動計算！
- ④紙での手続き（作成・提出）が不要！

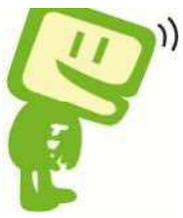
勤務先にとって

- ①申告書様式の入手や配布が不要！
- ②従業員から提出された申告書の控除額や添付書類の確認作業が削減！
- ③提出された申告書の給与システムへの手入力が不要！
- ④申告書（紙）の保管場所が不要！

国税庁では「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。

本リーフレットに関する詳細は国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>





従業員の方へe-Taxによる 確定申告の周知をお願いします

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力いただきありがとうございます。

国税庁では税務署に出向かなくても自宅から確定申告ができる、e-Taxの普及に努めています。

従業員の方が医療費控除やふるさと納税などで確定申告される際は、ぜひ自宅からのe-Taxをご利用いただくよう、下記の事項について、従業員用のポータルサイトへの掲載やメールによる周知、食堂等の従業員が集まる場所への掲示等を行っていただきますようお願い申し上げます。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0022007-120.pdf>

さあ、自宅でe-Tax !!

e-Taxの5つのメリット



←自宅からのe-Taxの
詳細はこちら

- 税務署への持参 不要**
- 印刷・郵送代 不要**
- 添付書類 提出不要**
※一部の書類は除きます
- 確定申告期間 24時間利用可能**
※メンテナンス時間を除きます
- 早期還付 (3週間程度で還付)**

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

給与所得の確定申告がさらに簡単に !!

令和5年分以降の確定申告において、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、お勤め先から税務署にe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票の情報を、確定申告書の該当項目に自動で入力できるようになります。



確定申告に必要な書類や申告手順など、確定申告に関する様々な情報を国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」に掲載しています。



地方税



共通納税システムで 業務効率化!

1000以上の金融機関が参加!



県庁

県庁

市役所



納税者のみなさまにご報告!

詳しくは裏面を見てね!

金融機関
窓口等へのお
出かけ不要!!

全地方
公共団体へ
一括で納税
できる!!

ダイレクト
納付が
できる!!

手数料
無料!! ※
0円

※ 電子証明書の取得に別途費用がかかる場合があります。

LTA 地方税共同機構

熊谷市市民税課・納税課 電話048-524-1111 (代表)
深谷市市民税課・収税課 電話048-571-1211 (代表)
寄居町税務課 電話048-581-2121 (代表)

地方税の納税が変わる! これまでとこれから!



オフィスや自宅でラクラク電子納税!

Before

これまでは…



納付書や取扱金融機関が納付先の自治体ごとに異なり事務処理がとても煩雑…



金融機関の窓口が混雑している場合は長時間待たないといけない…



そもそも金融機関まで足を運ぶのが面倒…



特に個人住民税の納付事務は毎月発生し事務負担が大きい…



After

地方税共通納税システムを使うと!



金融機関の窓口に出向くことなく、オフィスや自宅からPCで電子納付できる!



事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納付する「ダイレクト納付」ができる!



電子申告から納税までワンストップで手続きできる!



複数の自治体に一括で納付できる!



納付先の自治体の指定金融機関でない金融機関からでも納付できる!



よくあるご質問 Q & A



Q

地方税共通納税システムで納税できる税金の種類は?

A

- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 特別法人事業税 (地方法人特別税)
- 法人市町村民税
- 事業所税
- 個人住民税 (給与特徴) (退職所得に係る納入申告)

Q

利用できる時間は?

A

平日および月末最終土曜日と翌日の日曜日の8時30分から24時までご利用できます。

※別途、休日に利用できる日があります。

Q

ダイレクト納付とは?

A

事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納税することもできます。また、納付期日を指定する場合にも便利です。



ご利用者の生の声を紹介します!

銀行に行く手間も時間もなくなり、他の仕事が捗ります! 全国の自治体に一括で納付できるのも便利です!

